

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書

1 基本情報

フリガナ	カブシキカイシャヒデ				
法人名	株式会社 秀				
法人所在地	〒	79-8417			
	旭川市永山7条3丁目1番28号				
フリガナ	ゴトウ ショウゴ				
書類作成担当者	後藤 省吾				
連絡先	電話番号	0166-74-6166	FAX番号	0166-74-6176	E-mail seiryoukan@ag.wakwak.co.jp

2 賃金改善計画について

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。

I 交付金による賃金改善を行う総額が交付金による収入額を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(k)	588,424	円		
②賃金改善の見込額(i - ii)(右欄の額は①欄の額を上回ること)	588,432	円	○	要件 I
i)賃金改善実施期間(④)に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)	36,786,655	円		
ii)前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の福祉・介護職員等の賃金の総額【基準額】	36,198,223	円		
③ベースアップ等による賃金改善の見込額				要件 II
i)福祉・介護職員の賃金改善見込額(i-1)	223,604	円	(84.50) %	
	188,954	円		
	23619.25	円		
ii)その他の職員の賃金改善見込額(j-1)	364,828	円	(84.50) %	
	308,295	円		
	38536.875	円		
④ 交付金による賃金改善実施期間	令和4年 2 月 ~ 9 月			

【記入上の注意】

- ・ ② i)「賃金改善実施期間に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、交付金による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ② i)及び② ii)「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の福祉・介護職員等の賃金の総額」には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善(見込)額を含む額を記載すること。

3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与
				<input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)			
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。			
給与規定 第3条 諸手当「処遇改善補助金」追加 (主に従事する者の手当は他の勤務と兼務しても、併用はできないものとする) 第4条 時間外割増手当の支給額の計算の基礎となる基準内給与は、基本給、役職手当、資格手当、特別手当、勤続手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、処遇改善補助金をいう。 (介護職員処遇改善支援補助金、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金) 第24条 訪問看護事業所に従事する正社員とパートタイマー(兼務を含む)を対象に、介護保険及び自立支援法の制度上の補助金及び交付金を原資として処遇改善補助金を毎月の給与や一時金として支給することがある。但し上記制度上の補助金及び交付金が廃止された時点で、処遇改善補助金の支給も終了する。 ①パートタイマーの処遇改善補助金の金額は、実労働時間に応じて個別契約に従い支給する。 ②試用期間(概ね3カ月)についても他職種も含め処遇改善補助金は支給する。				

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月から賃金改善を実施しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月サービス提供分について福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を届出しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 交付金の対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 7 日 法人名 株式会社 秀
代表者 職名 代表取締役 氏名 齊藤秀彰